

## 健康保険料の支払いと社会保険料控除

従業員で、同一の世帯に住む両親の後期高齢者医療保険の保険料を自分名義に口座から支払っています。この肩代わりしている保険料を年末調整にて社会保険料控除は受けられないか

**答え** 受けられます。

**手続き** 『保険料控除申告書』の『社会保険料控除』欄に支払った保険料等を記載して会社にして提出してください。

社会 保 険 料 控 除	社 会 保 険 の 種 類	保 険 料 支 払 先 の 名 称	保 険 料 を 負 担 す る こ と に な っ て い る 人		あ な た が 本 年 中 に 支 払 っ た 保 険 料 の 金 額
			氏 名	あ な た の 続 柄	
					円
			合 計 ( 控 除 額 )		円

『保険料を負担することになっている人』の欄には、例えば、父ならば、父の氏名を記載し、『続柄』には、父と記載してください。

**証明書** 不要です。

**扶養家族** 父は、年金が多く、従業員の控除対象老人扶養家族になっていませんが、上記の社会保険料控除を受けることができますか。

**答え** できます。

**説明** 所得者と生計を一つにする親族が負担することになった後期高齢者医療保険料を所得者自身が実際に支払っているときは、所得者が支払ったものとして社会保険料控除を受けることができます。

**国民健康保険** 親が65歳以上で、前期高齢者医療保険として、国民健康保険に加入しています。年金からの天引きが原則ですが、口座振替できる場合には、上記と同じことがいえますか。

**答え** はい。大丈夫です。

**特別徴収** 親の受ける年金から天引きされて支払われている社会保険料も、従業員の所得から控除を受けられますか

**答え** いいえ、できません。

親の所得から控除を受けることになります。